

北 九 州 市  
建設工事 総合評価落札方式  
ガイドライン

平成29年 4月  
北九州市 技術監理局

## 目 次

1	はじめに	2ページ
2	総合評価落札方式の概要	
	(1) 総合評価落札方式とは	3ページ
	(2) 総合評価落札方式のメリット	3ページ
3	総合評価落札方式の実施手順	4ページ
4	総合評価落札方式の適用とタイプ選定	
	(1) 総合評価落札方式の適用基準	5ページ
	(2) 総合評価落札方式のタイプ	6ページ
5	総合評価落札方式の評価項目	
	(1) 評価項目・配点	7ページ
	(2) 評価基準	9ページ
6	落札者決定基準	13ページ
7	入札公告（落札者決定基準の公表）	14ページ
8	技術資料の作成と提出	15ページ
9	技術資料の審査・評価点の決定	16ページ
10	開札・評価値の算出	16ページ
11	落札者の決定・入札結果の公表	
	(1) 落札者の決定	17ページ
	(2) 入札結果の公表	17ページ
12	技術提案の履行確認	
	(1) 評価内容の履行義務について	18ページ
	(2) 評価内容の不履行について	18ページ
13	技術提案内容の保護	19ページ

# 1 はじめに

近年の価格競争の激化や、低入札工事に起因する不良工事の発生等により、公共工事の品質の低下の懸念が高まる中で、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行されました。

品確法では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されています。

この品確法の基本理念を具現化する手法として、価格に加えて、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式である「総合評価落札方式」による入札方式が導入されました。

本市においては、技術監理局の前身である技術監理室が発足した平成18年度から総合評価落札方式を導入しました。導入当初は、土木工事のうち予定価格1億円以上の技術的工夫の余地が大きい工事に適用していましたが、段階的に適用拡大を図りながら実施してきました。

本ガイドラインは、本市の建設工事における総合評価落札方式について理解を深めていただくため、総合評価落札方式に関する基本的事項について取りまとめたものです。

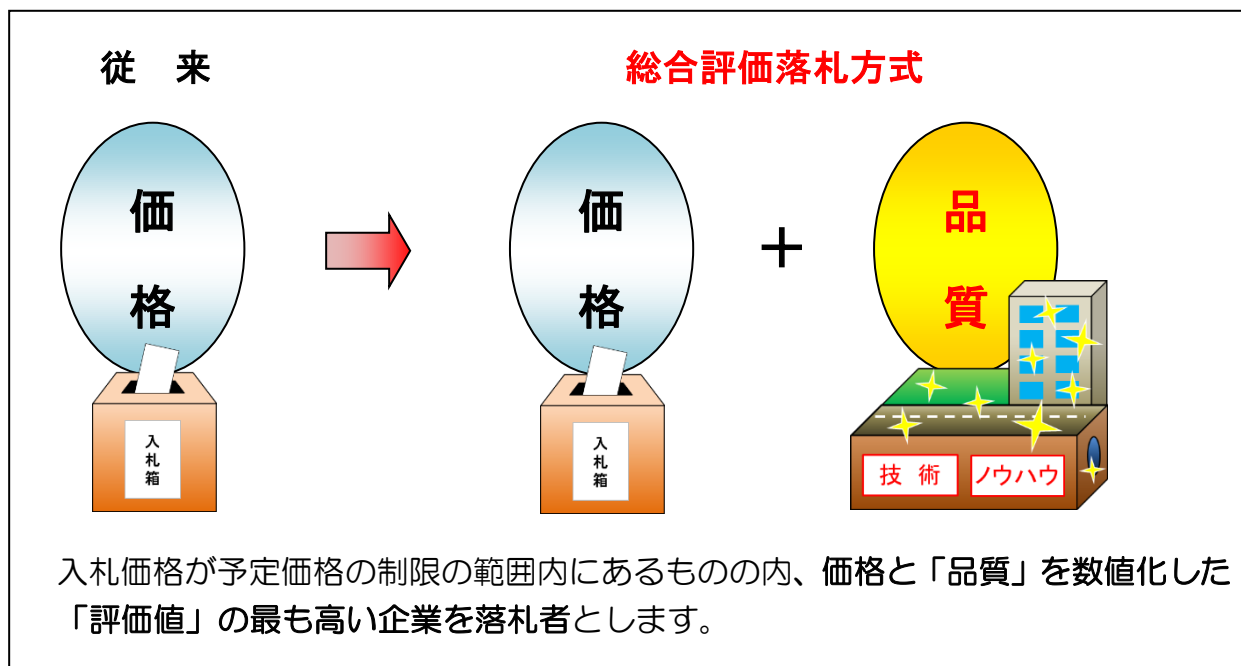
総合評価落札方式を適用した工事は、工事成績評定点が高い傾向にあるなど、工事品質確保の面で一定の効果が見られることから、今後も同制度を継続的に実施するとともに、公共工事のさらなる品質確保に向けた制度の充実を図っていきたいと考えています。

本市の総合評価落札方式の取り組みにご理解とご協力をお願いします。

## 2 総合評価落札方式の概要

### (1) 総合評価落札方式とは

「総合評価落札方式」とは、価格だけでなく、品質を高めるための技術やノウハウなどの価格以外の要素（品質）を含めて評価して、落札者を決定する入札方式のことです。



※「品質」：工事目的物の品質はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮などの工事実施段階における特性、つまり工事そのものの質も含まれます。

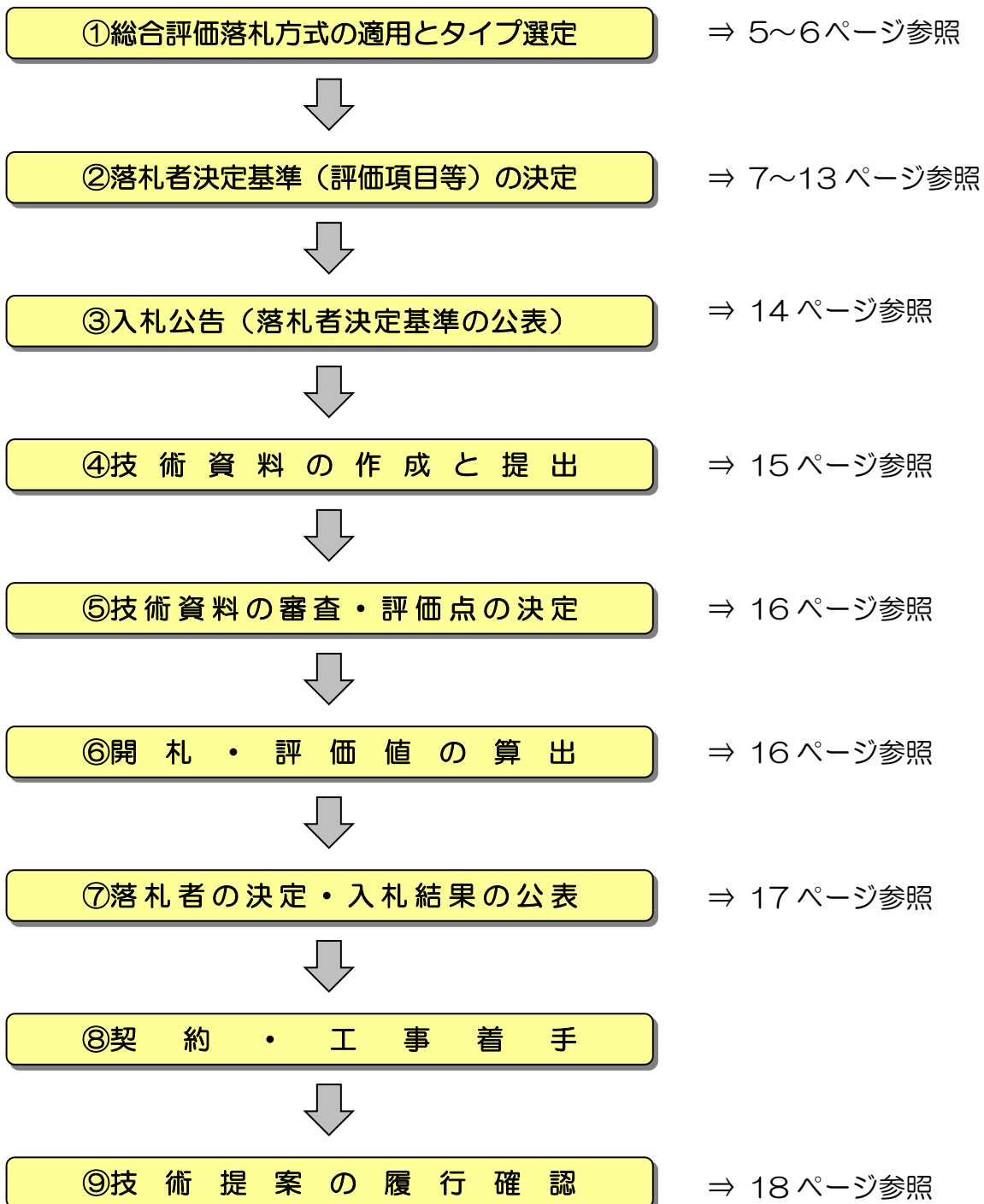
### (2) 総合評価方式のメリット

総合評価落札方式では、価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。

また、価格と品質の二つの基準で落札者を決定することから、談合防止に一定の効果が見込め、さらに、技術的能力を審査することにより、入札参加者の技術力向上への意欲が高まるなどのメリットがあります。

### 3 総合評価落札方式の実施手順

本市の総合評価落札方式における一般競争入札の標準的な実施手順は以下のとおりです。



※指名競争入札の場合、「③入札公告」に変わって、指名通知時に落札者決定基準を通知します。

## 4 総合評価落札方式の適用とタイプ選定

### (1) 総合評価落札方式の適用基準

本市では原則として、以下の適用基準を満たす工事について、総合評価落札方式を適用するものとします。

#### 【適用基準】

建設工事の種類 (工種)	適用基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>●土木</li> <li>●とび・土工・コンクリート</li> <li>●鋼構造物</li> <li>●しゅんせつ</li> <li>●水道施設</li> <li>●電気</li> <li>●機械器具設置</li> <li>●大工</li> <li>●石</li> <li>●タイル・れんが・ブロック</li> <li>●鉄筋</li> <li>●ガラス</li> <li>●防水</li> <li>●熱絶縁</li> <li>●建具</li> <li>●清掃施設</li> <li>●港湾</li> <li>●ほ装</li> <li>●造園</li> <li>●建築</li> <li>●管</li> <li>●電気通信</li> <li>●左官</li> <li>●屋根</li> <li>●板金</li> <li>●塗装</li> <li>●内装仕上</li> <li>●さく井</li> <li>●消防施設</li> <li>●解体</li> </ul> <p style="text-align: center;">※全 30 工種</p>	<p>予定価格が5千万円以上で、優れた技術力を求める工事。            なお、予定価格が1億円以上の工事は原則適用とする。</p>

※「優れた技術力を求める工事」とは、工事目的物はもとより、工事の効率性・安全性・周辺環境への配慮等の工事実施段階も含めた品質を確保するために、より効果的な方法や施工の確実性を求める工事をいう。

※特別な事情がある場合には、上記の適用基準によらない場合があります。

※合併入札を行う場合の適用基準は、合併後の予定価格とします。

## (2)総合評価落札方式のタイプ

本市の総合評価落札方式では、工事特性（難易度、技術的工夫の余地等）や工事の規模（予定価格等）に応じて、「標準型（A・B）」「簡易型」「特別簡易型（A・B）」のいずれかのタイプを適用します。

タイプごとの適用の考え方は以下のとおりです。

### 【適用の考え方】

タイプ		工事特性	工事規模
標準型	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の難易度が高く、施工計画に加えて施工上の工夫など技術提案を求め評価し落札者を決定する方が、工事の品質確保を図る上で有効な場合</li> </ul>	WTO 政府調達協定の適用工事
	B		予定価格が5億円以上の工事
簡易型		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画（安全管理、工程管理、品質管理、周辺環境対策など）についての所見を求め評価し落札者を決定する方が、工事の品質確保を図る上で有効な場合</li> </ul>	
特別簡易型	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の施工実績や施工計画（安全管理等）についての所見を評価することで工事の品質確保を図ることが期待できる場合</li> </ul>	予定価格が1億円以上の工事
	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の施工実績を評価することで工事の品質確保を図ることが期待できる場合</li> </ul> ※当分の間、実施状況を見ながら徐々に適用工事を増やしていく予定。	予定価格が5千万円以上の工事

※総合評価落札方式のタイプは、「工事特性」による区分を基本とします。

※「工事規模」はタイプ選定の目安となります。

## 5 総合評価落札方式の評価項目

### (1) 評価項目・配点

総合評価落札方式のタイプ毎に、以下の表を基本とします。

《標準型（A・B）》

※改は平成29年度の改定項目

評価区分	評価項目	必須：○ 選択：△	タイプ別 配点			
			標準型			
			A	B		
企業の評価	企業の施工能力	①過去の工事成績	○		3	
		②過去の同種工事成績	○	3	3	
		③ISO9001の認証改	○	1	1	
		④建設業労働災害防止協会への加入	○		0.5	
		⑤安全対策優秀表彰の実績改	○		1	
		⑥総合評価落札方式の受注件数改	○		1	
	地域貢献	⑦雇用促進・税収効果	△ ※大手企業の場合			2
		⑧地元企業の受注機会拡大	△ ※大手JVの場合			2
		⑨雇用の維持	△			1
		⑩新規若年者雇用改	△ ※地元企業の場合			1.5
		⑪資材等の調達改	△ ※大手企業・大手JVの場合			0.5
	社会的貢献	⑫障害者の雇用状況	○			0.5
		⑬子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み改	○			0.5
		⑭協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況改	○			0.5
		⑮児童養護施設等の新卒者の雇用状況	○			0.5
		⑯環境負荷軽減（ISO14001、I7703 21 他）	○	1	1	
		⑰北九州市消防団協力事業所の認定状況	○			0.5
		⑱応急防災措置等に関する協定締結状況	○			0.5
	⑲減点項目（指名停止等による減点）		○			-0.5×該当件数 又は -1×該当件数
配置予定技術者の評価	担い手の育成	⑳若手技術者・女性技術者の配置改	○	1	1	
		㉑過去の工事成績	○		3	
	配置予定技術者の能力	㉒過去の同種工事成績	○	3	3	
		㉓保有資格	△	1	1	
企業の技術力の評価	施工計画	㉔安全管理に関する所見	○	3	3	
		㉕工程管理、品質管理、出来形管理、周辺環境対策等に関する所見	○	10	10	
	特定テーマ	㉖特定テーマに関する所見	○	10～30	5～10	
合計				32 ～ 53	40.5 ～ 47	



《簡易型、特別簡易型（A・B）》

評価区分	評価項目	必須：○ 選択：△	タイプ別 配点			
			簡易型	特別簡易型		
				A	B	
企業の評価	企業の施工能力	①過去の工事成績	○	3	3	3
		②過去の同種工事成績	○	3	3	3
		③ISO9001の認証改	○	1	1	1
		④建設業労働災害防止協会への加入	○	0.5	0.5	0.5
		⑤安全対策優秀表彰の実績改	○	1	1	1
		⑥総合評価落札方式の受注件数改	○	1	1	1
	地域貢献	⑦雇用促進・税収効果	△ ※大手企業の場合	2	2	2
		⑧地元企業の受注機会拡大	△ ※大手JVの場合	2	2	2
		⑨雇用の維持	△	1	1	1
		⑩新規若年者雇用改	△ ※地元企業の場合	1.5	1.5	1.5
		⑪資材等の調達改	△ ※大手企業・大手JVの場合	0.5	0.5	0.5
	社会的貢献	⑫障害者の雇用状況	○	0.5	0.5	0.5
		⑬子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み改	○	0.5	0.5	0.5
		⑭協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況改	○	0.5	0.5	0.5
		⑮児童養護施設等の新卒者の雇用状況	○	0.5	0.5	0.5
		⑯環境負荷軽減（ISO14001、I777021 他）	○	1	1	1
		⑰北九州市消防団協力事業所の認定状況	○	0.5	0.5	0.5
		⑱応急防災措置等に関する協定締結状況	○	0.5	0.5	0.5
	⑲減点項目（指名停止等による減点）		○	-0.5×該当件数 又は -1×該当件数		
配置予定技術者の評価	担い手の育成	⑳若手技術者・女性技術者の配置改	○	1	1	1
	配置予定技術者の能力	㉑過去の工事成績	○	3	3	3
		㉒過去の同種工事成績	○	3	3	3
		㉓保有資格	△	1	1	1
企業の能力の評価	施工計画	㉔安全管理に関する所見	○	3	3	
		㉕工程管理、品質管理、出来形管理、周辺環境対策等に関する所見	○	5～8		
合計				30.5 ～ 35	25.5 ～ 27	22.5 ～ 24

## (2) 評価基準

総合評価落札方式の各評価項目における「評価内容」および「評価基準」については、以下の表を基本として、工事ごとに細部の要件を設定します。

区分	評価項目	評価内容	評価基準
企業の施工能力	①過去の工事成績	過去 10 年の本市・北九州市道路公社・九州地方整備局発注の工事※における、工事成績評定の点数に応じて加点（3 件） （※対象金額及び工種は、工事ごとに指定）	工事成績 1 件につき 評定点 80 点以上＝1 点 評定点 77 点以上 80 点未満＝0.75 点 評定点 74 点以上 77 点未満＝0.5 点 評定点 70 点以上 74 点未満＝0.25 点 ◆加点＝（3 件の合計点）
	②過去の同種工事成績	過去 10 年の本市・北九州市道路公社・九州地方整備局発注の同種工事※における、工事成績評定の点数に応じて加点（2 件） （※同種工事の要件は、工事ごとに指定）	同種工事の工事成績 1 件につき 評定点 80 点以上＝1 点 評定点 77 点以上 80 点未満＝0.75 点 評定点 74 点以上 77 点未満＝0.5 点 評定点 70 点以上 74 点未満＝0.25 点 ◆加点＝（2 件の合計点）× 1.5 ※小数点第 3 位以下切り捨て
	③ ISO9001 の認証	ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証取得の有無	本市と契約を締結する事業所が、ISO9001 の認証を取得している場合＝1 点
	④建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入の有無	建設業労働災害防止協会へ加入している場合＝0.5 点
	⑤安全対策優秀表彰の実績	北九州市発注工事における安全対策優秀表彰の実績の有無	表彰実績がある場合＝1 点
	⑥総合評価落札方式の受注件数	北九州市発注の総合評価落札方式による受注の有無	当該年度に総合評価落札方式による受注が無い場合＝1 点
企業の評価	⑦雇用促進・税収効果 （※大手企業対象の場合）	市内の本店（または工場）の所在の有無	本店（または工場）の所在地が市内の場合＝2 点
			本店（または工場）の所在地が市外の場合、本市への法人市民税均等割り額の納税額に応じ 加点＝2 点×（法人市民税均等割額納税額／3,600 千円） ※小数点第 2 位以下切り捨て
	⑧地元企業の受注機会拡大 （※大手企業 JV 対象の場合）	大手企業共同企業体の構成員として、地元企業を含むか否か	大手企業共同企業体の構成員に地元企業を含む場合＝2 点
	⑨雇用の維持 （※地元企業対象の場合）	正規雇用者数を維持しているか否か	当該年度の入札参加資格審査申請時の正規雇用者数を、競争参加資格確認申請書の提出期限の日に維持している場合＝1 点
	⑩新規若年者雇用 （※地元企業対象の場合）	若年者の正規雇用の有無	前年度の 4 月 1 日以降に若年者（40 歳以下）を 1 名以上正規雇用し、競争参加資格確認申請書の提出期限の日に、その在籍期間が 3 ヶ月間以上である場合 ■正規雇用人数が 2 名以上の場合＝1.5 点 ■正規雇用人数が 1 名の場合＝1 点
⑪資材等の調達 （※大手企業・大手企業 JV 対象の場合）	指定資材又は指定機器類を市内材料業者から調達するか否か	指定資材又は指定機器類について市内材料業者から全て調達した場合＝0.5 点	

区分	評価項目	評価内容	評価基準
企業の評価	⑫障害者の雇用状況	障害者雇用の有無	以下のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点 <b>■労働者数 50 人以上の場合：</b> 障害者雇用率 2.0%を超えるもの <b>■労働者数 49 人以下の場合：</b> 障害者を 1 人以上雇用
	⑬子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取り組み	北九州市ワークライフバランス表彰等の有無 又は 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・認定の有無 又は 福岡県子育て応援宣言等の登録の有無 又は 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・認定の有無	以下のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点 <b>■北九州市ワークライフバランス表彰等、市から子育て支援・男女共同参画に関する表彰を受けている</b> <b>■常用雇用者数が 101 人以上の場合、次世代育成支援対策推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、目標を達成した等、厚生労働大臣の認定を受けている</b> <b>■常用雇用者数が 100 人以下の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定および届出済みである</b> <b>■福岡県子育て応援宣言等、女性活躍への積極的な取り組みについて行動宣言を登録されている</b> <b>■常用雇用者数が 301 人以上の場合、女性活躍推進法に基づき策定・届出した一般事業主行動計画について、目標を達成した等、厚生労働大臣の認定を受けている</b> <b>■常用雇用者数が 300 人以下の場合、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定および届出済みである</b>
	⑭協力雇用主としての雇用状況・暴力団から離脱した者の雇用状況	協力雇用主としての雇用実績の有無 又は 暴力団から離脱した者の雇用状況の有無	以下のいずれかの要件を満たす場合＝0.5点 <b>■協力雇用主として、法務省福岡保護観察所に登録があり、競争参加資格確認申請書の提出期限日の月の1日以前1年間の間に、保護観察中の者又は更生緊急保護中の者を雇用し、その在籍期間が3ヶ月以上である場合</b> <b>■協賛企業として、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター（暴追センター）に登録があり、競争参加資格確認申請書の提出期限日の月の1日以前1年間の間に、福岡県警察又は暴追センターが就労支援を行った暴力団離脱者を雇用し、その在籍期間が3ヶ月以上である場合</b>

区分	評価項目	評価内容	評価基準
企業の評価	社会的貢献	⑮児童養護施設等の新卒者の雇用状況	児童養護施設等の新卒者雇用の有無 前年度の4月1日以降に北九州市内の児童養護施設等の新卒者を1人以上正規雇用し、競争参加資格確認申請書の提出期限の日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合=0.5点
		⑯環境負荷軽減	ISO14001、エコアクション21（環境マネジメントシステム）の認証取得の有無 ■本市と契約を締結する事業所が、ISO14001 またはエコアクション21 を取得している場合=1点 ■ISO14001 またはエコアクション21 を取得していない場合において、「エコドラ北九州プロジェクト」へ参加している場合=0.1点
		⑰北九州市消防団協力事業所の認定状況	北九州市消防団協力事業所の認定の有無 本市と契約を締結する事業所が、消防団協力事業所に認定されている場合=0.5点
		⑱応急防災措置等に関する協定の締結状況	本市との応急防災措置等に関する協定の有無 本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している場合、及び締結している団体に加入している場合=0.5点
	⑲減点項目（指名停止等による減点）	北九州市から「指名停止」「文書警告」の措置を受けた場合に減点 本工事の公告日に以下の期間が係る場合に減点 ■指名停止期間に「指名停止期間と同期間」を加えた期間が係る場合=1点減点 ■文書警告の警告日から2か月の期間が係る場合=0.5点減点 (※下記の「対象事例」参照)	

【対象事例】 ⑲減点項目（指名停止等による減点）

期間		公告日
指名停止	事例1	減点対象(1点減点) 指名停止1ヶ月 指名停止と同期間1ヶ月
	事例2	減点対象外 ※公告日以降の指名停止は対象外 指名停止2ヶ月 指名停止と同期間2ヶ月
	事例3	※入札参加資格なし 指名停止2ヶ月 指名停止と同期間2ヶ月
文書警告	事例4	減点対象(0.5点減点) 文書警告日から2ヶ月
	事例5	減点対象外 ※公告日以降の文書警告は対象外 文書警告日から2ヶ月

区分	評価項目	評価内容	評価基準	
配置予定技術者の評価	担い手の育成	⑳若手技術者・女性技術者の配置	若手技術者・女性技術者の専任配置の有無  以下のいずれかの要件を満たす場合＝1点 ■現場代理人または担当技術者として、競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在、35歳以下の若手技術者を専任配置する場合 ■現場代理人または担当技術者として、女性技術者を専任配置する場合	
		㉑過去の工事成績	主任(監理)技術者または現場代理人として従事 <sup>※1</sup> した、過去10年の本市・北九州市道路公社・九州地方整備局発注の工事 <sup>※2</sup> における、工事成績評定の点数に応じて加点(3件)  (※1 従事期間：工期の1/2以上従事したものに限り) (※2 対象金額及び工種は、工事ごとに指定)	工事成績1件につき 評定点80点以上＝1点 評定点77点以上80点未満＝0.75点 評定点74点以上77点未満＝0.5点 評定点70点以上74点未満＝0.25点 ◆加点＝(3件の合計点)
	配置予定技術者の能力	㉒過去の同種工事成績	主任(監理)技術者または現場代理人として従事 <sup>※1</sup> した、過去10年の本市・北九州市道路公社・九州地方整備局発注の同種工事 <sup>※2</sup> における、工事成績評定の点数に応じて加点(2件)  (※1 従事期間：工期の1/2以上従事したものに限り) (※2 対象金額及び工種は、工事ごとに指定)	同種工事の工事成績1件につき 評定点80点以上＝1点 評定点77点以上80点未満＝0.75点 評定点74点以上77点未満＝0.5点 評定点70点以上74点未満＝0.25点 ◆加点＝(2件の合計点)×1.5 ※小数点第3位以下切り捨て
		㉓保有資格	指定した資格の保有の有無	資格を保有している場合＝1点 資格を保有していない場合＝0点
企業の技術力の評価	施工計画	㉔安全管理に関する所見	本工事の特性を考慮した上で、労働災害防止の観点から効果的と考える対策および提案理由や実施効果の提案の的確性  ※対策を求める「作業に伴う労働災害」を発注者が1～3つ具体的に指定し、企業がその防止対策等を提案	1提案当たり、提案理由や実施効果が的確で、かつ、対策が ■優れている場合＝1点 ■一般的であるが、有効である場合＝0.3点
		㉕工程管理、品質管理、出来形管理、周辺環境対策等に関する所見	施工計画についての提案の的確性	現場条件や工事内容を勘案し、具体的かつ有効な記述である場合＝1項目当たり1点
	特定テーマ	㉖特定テーマに関する技術提案	特定テーマについての提案の的確性	現場条件や工事内容を勘案し、具体的かつ有効な記述である場合に加点

※「㉒過去の同種工事成績」については、特殊な工法を指定する場合等、評価対象機関を北九州市・北九州市道路公社・国土交通省九州地方整備局以外に求める必要がある場合には、「工事経験の有無」をその評価基準とすることができるものとする。

## 6 落札者決定基準

総合評価落札方式を適用する工事については、工事の内容に応じて、タイプ選定や評価項目等の「落札者決定基準」を設定します。

「落札者決定基準」の設定にあたっては、品確法や地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見を聴いたうえで決定しています。

中立の立場にある学識経験者に意見聴取を行うことで、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な総合評価落札方式の実施に努めています。

※ 「落札者決定基準」の前提となる、総合評価落札方式の適用基準、タイプ、評価項目の種類等（総合評価落札方式の実施方針）についても、あらかじめ学識経験者の意見を聴いたうえで決定しています。

### 「落札者決定基準」の決定までの流れ

#### 「総合評価落札方式の実施方針」の決定

- ・ 総合評価の適用基準
- ・ 総合評価のタイプの種類
- ・ 評価項目の種類
- ・ 評価項目の配点
- ・ 評価項目の評価基準 など

学識経験者の  
意見聴取

#### 総合評価落札方式の実施

#### 個別工事ごとの「落札者決定基準」の決定

- ・ 総合評価のタイプ選定
- ・ 評価項目の設定
- ・ 同種工事の要件の設定
- ・ 技術提案を求める事項の設定 など

学識経験者の  
意見聴取

## **7 入札公告(落札者決定基準の公表)**

総合評価落札方式の入札の場合、入札書のほかに、工事ごとに設定される落札者決定基準（評価項目・評価基準等）の内容に応じて「技術資料」の提出が必要になります。

このため、総合評価落札方式の入札公告時には、この落札者決定基準を公表し、通常の「入札説明書」に加えて、総合評価落札方式特有の資料を提示します。

これらの資料については、「北九州市技術監理局契約部ホームページ」をご確認ください。

### **【提示される資料】**

- ① 「入札説明書」
- ② 「『工事名』に係る技術資料の提出について」（以下「技術資料の提出について」）

#### **■ ①②の掲載**

「北九州市技術監理局契約部ホームページ」⇒「入札・契約情報」  
⇒「入札情報公開サービスシステム」へ

- ③ 「技術資料」提出様式

#### **■ ③の掲載**

「北九州市技術監理局契約部ホームページ」⇒「設計図書」  
⇒「北九州市設計図書配布システム」へ  
（仕様書等の掲載先と同じです）

**【北九州市技術監理局契約部ホームページ】**

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

※必ず、工事ごとに、技術資料作成に必要な資料（様式）をダウンロードし、使用してください。

## 8 技術資料の作成と提出

技術資料の作成と提出にあたっては、入札公告時に提示する「入札説明書」や「技術資料の提出について」を参照するとともに、下記の留意点に十分注意してください。

### 【作成時の留意点】

- 工事ごと設定される「評価項目」と「配点」、「評価基準」「評価対象」「添付資料」等については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- 技術資料は、必ず指定された様式を使用してください。  
※工事ごとにダウンロードした様式に必要な事項を電子入力し、入力データを印刷した紙を技術資料に綴じてください。
- 添付資料の不備により評価対象の要件が確認出来ない場合や、留意点に記載している事項を遵守していない場合は、評価の対象外となる場合がありますので十分注意してください。

### 【提出時の留意点】

- 「提出期間」や「提出方法」については、「技術資料の提出について」等をよく読んで確認してください。
- 技術資料の提出は、所定の提出期間内に技術監理局技術部技術企画課まで持参してください。郵送又は電送によるものは受け付けません。
- 技術資料の受付時には、技術資料の提出枚数の確認のみ行います。記入漏れや資料の添付漏れについての確認は行いません。
- 技術資料提出後は、撤回、差替え、訂正等は認めませんので、記入漏れ、印漏れ等がないよう、よく確認して提出して下さい。
- 提出期間内に技術資料を提出しなかった場合は、入札無効となります。



## 9 技術資料の審査と評価点の決定

入札参加者から提出された技術資料は、評価基準に基づいて採点を行い、技術資料の「技術評価点案」を算出します。

算出した「技術評価点案」は、以下の委員で構成される「北九州市建設工事等技術評価委員会」（以下、「技術評価委員会」）において審査を行い、入札参加者の「技術評価点」を決定します。

### 【北九州市建設工事等技術評価委員会】

- 委員 長：技術監理局長
- 副委員長：技術監理局 契約部長
- 委 員：技術監理局 技術部長  
所管局 設計担当部長、所管局 工事担当部長  
所管局 工事担当課長、技術監理局 契約課長 他

## 10 開札・評価値の算出

開札後、入札参加者の「入札価格」と技術評価委員会で審査・決定した技術資料の「技術評価点」から、入札参加者の「評価値」を算出します。

「評価値」の算出にあたっては、「除算方式」を採用しています。

### 【除算方式】

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点（標準点＋加算点）}}{\text{入札価格}} \times 1 \text{億}$$

（調整数値）

※標準点：100点

※加算点：評価項目毎の得点数の合計

※評価値は小数点第5位以下を切捨て

### 【留意点】

- 「標準点」については、提出された技術資料が、設計図書等に記載されている当該工事での要求要件を満たしている場合に付与します。
- ただし、要求要件を満足できないことが提出された技術資料で明らかな場合は、「技術評価点」を0点とする場合があります。

#### 【要求要件を満足していない例】

- ・作成した工程表の工期が作成要領において示した工期より明らかに長い。

# **11 落札者の決定・公表**

## **(1)落札者の決定**

総合評価落札方式による落札者については、入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した企業のうち、「評価値」が最も高い企業を落札者とします。

なお、評価値の最も高い企業が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

## **(2)入札結果の公表**

総合評価落札方式の入札結果については、本市技術監理局契約部において閲覧に供するとともに、技術監理局契約部のホームページに掲載します。

### **【公表する事項】**

- 「入札参加者名」
- 入札参加者の「入札価格」、「技術評価点」、「評価値」

なお、技術資料を基に発注者が行った入札参加者の評価結果（評価項目ごとの得点数）については、自社分を個別に通知しますが、「北九州市情報公開条例」に基づき第三者に公表する場合があります。

※ 「技術評価点」の内訳に関する問い合わせは、技術監理局技術部技術企画課までご連絡ください。

## 12 技術提案の履行確認

### (1) 評価内容の履行義務について

技術提案等に評価された事項については、契約後、受注者と発注者の双方で確認し合い、受注者は、履行義務事項として、施工計画書に反映するとともに確実に履行しなければなりません。

また、履行状況については発注者が検査を行います。

なお、履行確認については、受注者が発注者に適切な確認（管理）方法を提案し、双方協議して決定した上で、受注者が確実に管理するとともに、発注者の検査に備え、履行状況が確認できる資料を作成することとなります。

### (2) 評価内容の不履行について

評価された内容が不履行であった場合、次表のとおり、当該工事成績評定点へ反映（減点）します。

$$\text{「減点値」} = (A - B) \times \alpha \quad \text{※1}$$

A : 入札時の技術評価点

B : 施行後の実績に相当する技術評価点

$\alpha$  (係数) : 下表による

※1 : 小数第2位以下切捨て。また10点の減点を最大とする

【不履行等の内容による減点算出用係数： $\alpha$ 】

減点対象となる事例		$\alpha$ (係数)
①若手技術者・女性技術者の変更（後任あり）		0.0
②若手技術者・女性技術者の離脱（後任なし）	会社都合による離脱（別の現場への異動等）	5.0
	会社都合以外の理由による離脱（病気、死亡、退職等）	2.0
③①②以外の変更、不履行等（※2）	配置技術者（主任技術者、監理技術者）の変更	10.0
	監督員が口頭で改善指示を行った後、評価内容が履行された	0.0
	監督員が文章で改善指示を行った後、評価内容が履行された	5.0
	監督員が文章で改善指示を行ったが、評価内容が履行されなかった	10.0
	検査員による完成検査において、評価内容の不履行が認められた	10.0
④様式2号・3号・4号における誤記記載（※3）		10.0

※2 : 但し、受注者の責によらない場合（例：病気、死亡、退職等きわめて特殊な事情による変更。災害等又はその他特別な事情がある場合。）等はこの限りではない。この場合、受注者と発注者の協議により決定するものとする。

※3 : 確認用の添付資料を求められない項目（自己申告項目）において、開札後に加算対象外であることが判明した場合をいう。

## **13 技術提案内容の保護**

入札参加者の技術提案の内容等については、提案内容が知的財産となる場合があることや、入札における競争性確保の観点から、提案内容が提案者以外の第三者に知られることのないように取り扱うものとし、公開することはありません。

ただし、技術資料に記載された内容について、その内容が一般的に使用されているものについては、提案者の了承を得ずに使用できるものとします。

### **【総合評価落札方式に関する問合せ】**

北九州市 技術監理局 技術部 技術企画課

TEL：093-582-2043

FAX：093-592-0690